

# 水道用次亜塩素酸ナトリウム購入(令和8年度分)(単価契約)仕様書

## (趣旨)

第1 本仕様書は、春日部市水道事業(以下「発注者」という。)が消毒剤として使用する水道用次亜塩素酸ナトリウムの仕様について定めるものである。納入者(以下「受注者」という。)は、契約書に定めるもののほか、本仕様書に従いを履行しなければならない。

## (品質)

第2 受注者が、発注者に納入する水道用次亜塩素酸ナトリウムは、最新の日本水道協会規格JWWA K120 2008-2における品質特級・製品Iの認証品又は同等以上の品質で、納入時には表1に適合する製品とする。また、「水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年厚生省令第15号)」(以下、省令とする。)に適合するものでなければならない。設定最大注入率は100mg/Lとし、試験方法は「水道薬品類の評価のための試験方法ガイドライン(厚生労働省健康局水道課)」に基づくものとする。

表1 次亜塩素酸ナトリウム規格(特級・製品I)

項目	規格値
有効塩素 [%]	12.0 以上
外観	淡黄色の透明な液体
密度(比重) (20℃)	1.16 以下
遊離アルカリ [%]	2 以下
臭素酸 [mg/kg]	10 以下
塩素酸 [mg/kg]	2,000 以下
塩化ナトリウム [%]	2.0 以下

(1) 受注者は、契約締結後、直ちに以下を提出すること。

- ①納入品の製造元、製造方法等を記した資料
- ②化学物質等安全データシート(SDS)
- ③提出時より1年以内に発行された省令第1条第16号別表第1に掲げる項目に適合することを証明する検査機関等(計量法による濃度計量証明事業所、または厚生労働大臣の水質検査機関)による成績表
- ④JWWA等、認証機関による品質認証を受けたことを証する書面

## (品質検査)

第3 納入する水道用次亜塩素酸ナトリウムの品質検査は、次のとおりとする。

- (1)発注者は品質確認のため、隨時製造者の工場、倉庫または搬入場所において試料採取し、品質検査を行うことができる。
- (2)受注者は、発注者の検査の結果が不合格となった場合には発注者の指示に従い、受注者の負担で交換又は引取りなどの措置に応じなければならない。

(納入)

第4 受注者は、令和8年4月1日から令和9年3月31日のうち発注者の指定した日に、表2に示す所在地の貯蔵タンクへ、タンクローリー車から直接納入するものとする。  
なお、発注者と事前調整のうえ、タンクローリー1台での同日における複数箇所への納入も可とする。

表2 納入場所・予定発注量

浄水場名	所 在 地	1回当たり発注量	年間予定使用量
東部浄水場	春日部市樋籠 234 番地1	1,000~5,000kg	148,000kg
南部浄水場	春日部市備後東六丁目 16 番 5 号	800~2,500kg	72,000kg
北部浄水場	春日部市浜川戸一丁目 20 番地 3	800~2,500kg	54,000kg
庄和浄水場	春日部市大衾 455 番地 1	800~2,000kg	48,000kg
			計 322,000kg

(1) 受注者は、以下を受入れ担当者に提出し、性状・数量の確認を受けた上で納入すること。受領・確認をもって検収に代える。

①タンクローリー車ごとの成分成績書、納品書

試験は、最新の JWWA K120 に基づき、「表1 次亜塩素酸ナトリウム規格(特級・製品I)」の項目について行う。成績書には分析機関名を表記すること。

②タンクローリー車ごとの計量法に基づく計量票

(2) 納入は、発注者が指定する日とし、夏季・年末の工場などの休業期間を除き、指定日5日前までの発注に対応すること。

(3) 次亜塩素酸ナトリウムは液温上昇が品質低下の原因となるため、納入時の液温は極力低温を維持できること。

(支払い)

第5 納入に対する支払いは、月毎の納入数量(kg)に応じた月払いとする。

(緊急時の対応・備え)

第6 災害などに備え、発注者は受注者に対して以下の対応を求める。

(1) 受注者は、契約締結後、直ちに発注者に対して、輸送事業者名および緊急時の連絡先を記載した書面(担当者、昼夜の別を含む)を発注者に提出すること。

(2) 受注者は、製品納入の一連作業において、発注者に損害を与えた場合、あるいは発注者の構築物を汚染又は損傷させた場合は、受注者の負担で弁償及び復旧しなければならない。

(3) 災害時等には、緊急に納入を依頼する場合があるので優先的な供給に協力すること。表1に示す品質の安定供給が困難となる場合には、発注者と協議の上、JWWA K120 における1級などの製品とすることができる。

(契約の解除)

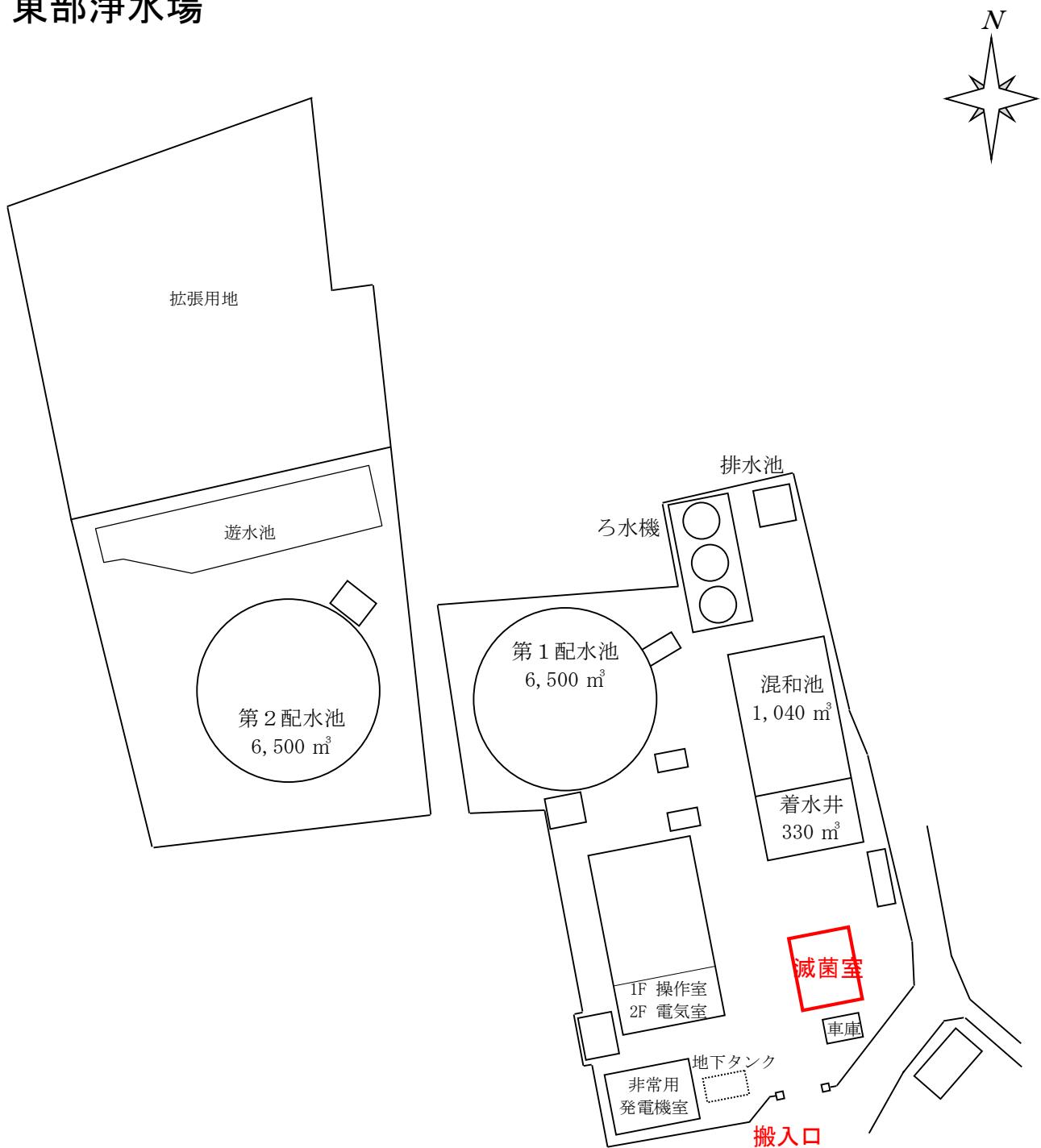
第7 納入された物品を使用することにより、水道法第4条に定める水質基準の遵守に支障を生じる事態などが生じ、発注者の立会い職員から改善の要請を受けた場合において、正当な理由なくして受注者が直ちに措置を講じない場合は、発注者はこの契約を解除することができる。

(補則)

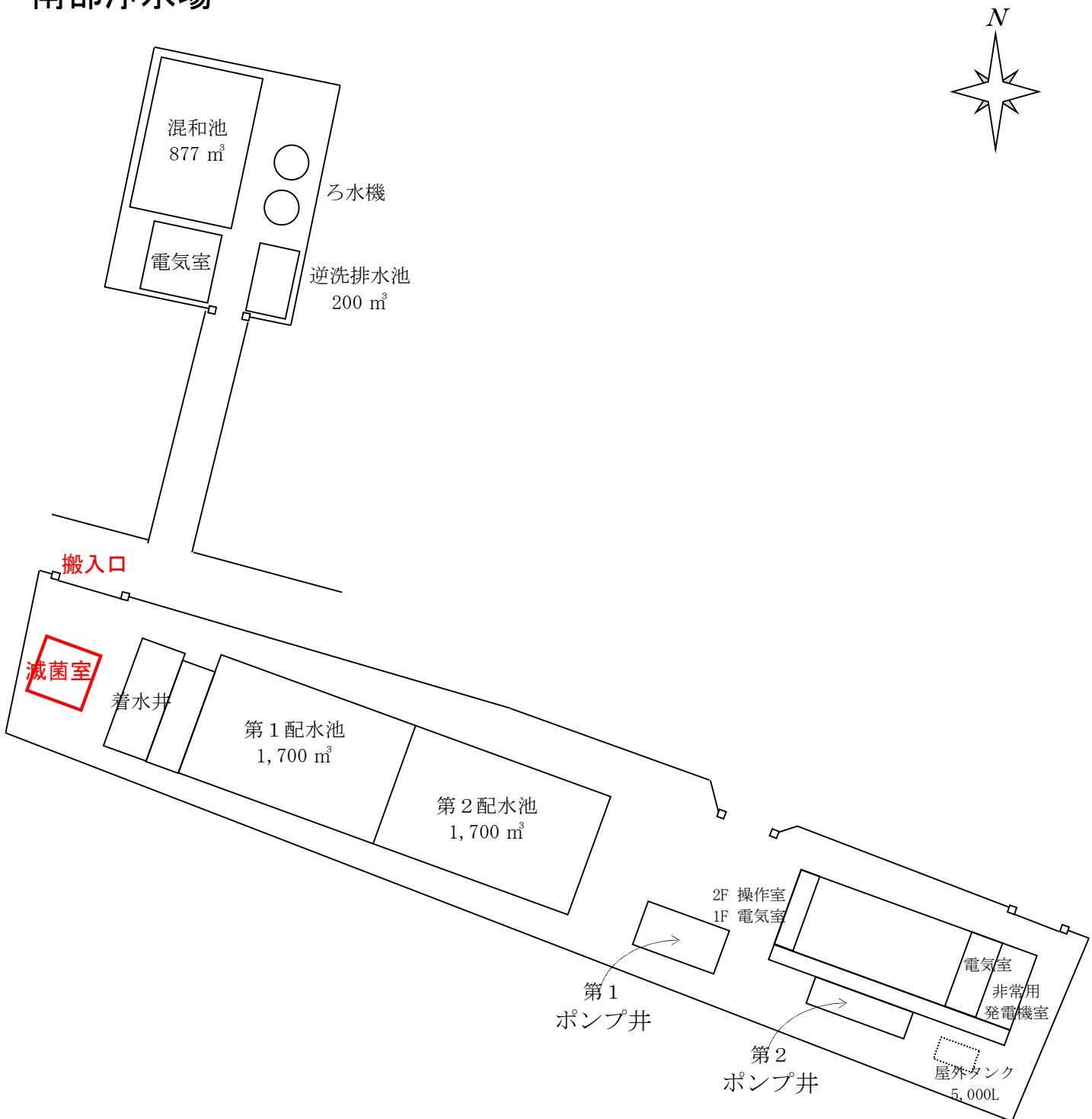
第8 この仕様書に定めのない事項、又は契約書及び仕様書に関して疑義が生じた時は、発注者及び受注者協議のうえこれを定める。

# 水道施設案内図（滅菌室及び搬入口）

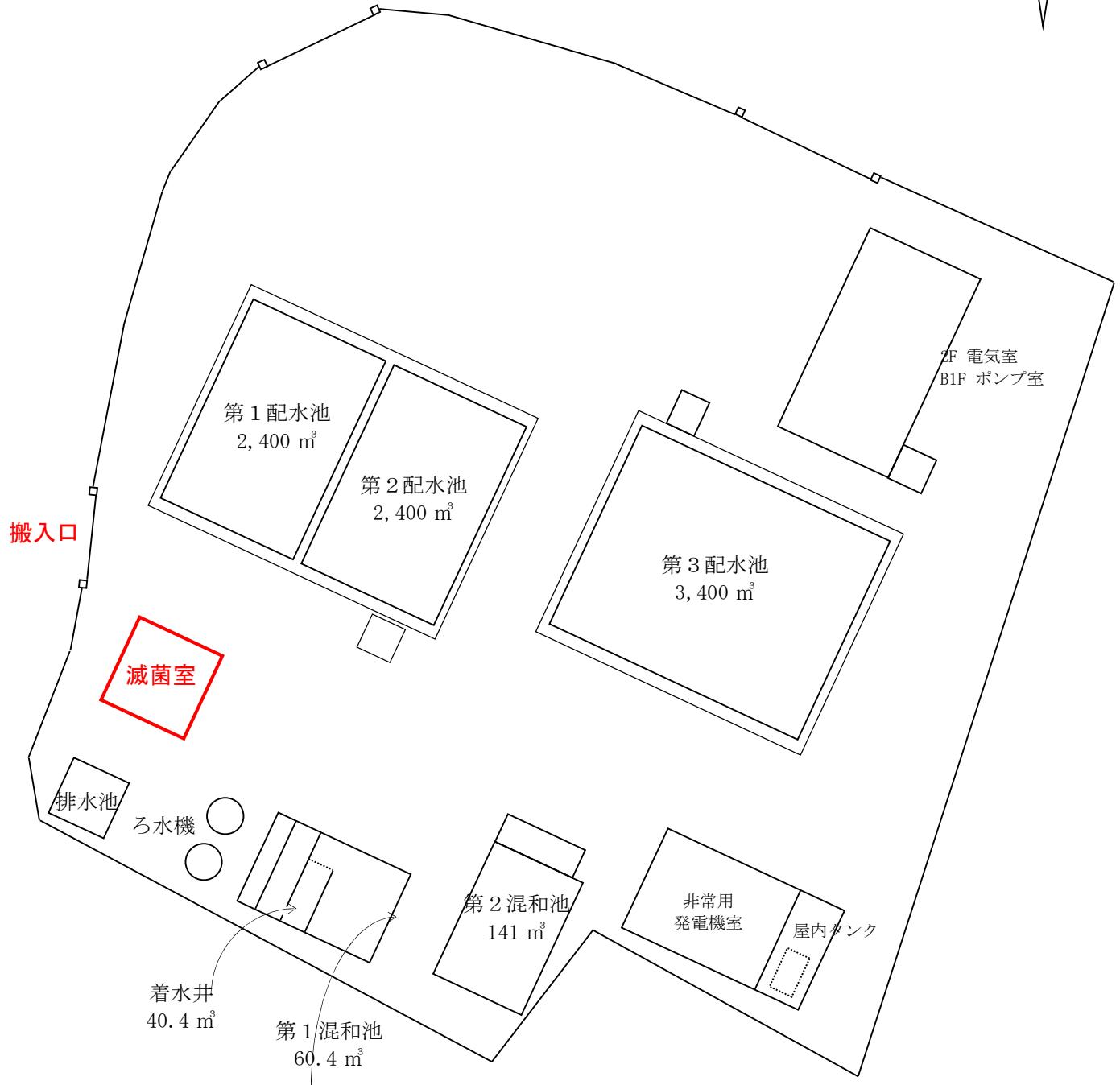
## 東部浄水場



# 南部浄水場



# 北部浄水場



# 庄和浄水場

